

廃棄物処理政策における論点の検討 その1

検討すべき論点 1

不法投棄対策の強化・徹底

- (1) 早期対応を迅速に行う観点から、措置命令を拡充することなどが必要ではないか。
- (2) 未然防止を強化する観点から、監視等の強化に加え、罰則を見直すことが必要ではないか。

※ 検討するに当たって留意すべき事項

- 不法投棄対策については、不法投棄原状回復基金の利用や出えんのあり方等に関する検討を踏まえるべきである。

<監視>

- (1) 不法投棄等不適正処理の未然防止・早期発見を徹底するためには、パトロールなどによる現場の監視が不可欠であるが、自治体職員だけでは自ずと体制上の限界がある。このため、廃棄物の適正処理に識見を有する者等の協力も得た監視活動や衛星を活用した監視などにより、より効率的で密度の高い監視網を形成していくべきではないか。

<報告徴収>

- (2) 報告徴収は、排出事業者、廃棄物又は廃棄物の疑いがある物の処理を業とする者、施設設置者、廃棄物が地下にある土地で都道府県知事に指定された区域(指定区域)の土地所有者等に対して行うことができるが、不適正処理が行われた土地の所有者に対しては行うことはできない。

しかし、不適正処理に関与している土地所有者も考えられ、その場合は措置命令の対象ともなり得るため、措置命令を的確に発するには、不適正処理が行われた土地の所有者などの関係者も報告徴収の対象に含めるべきではないか。

<立入検査>

(3) 立入検査は、排出事業者の事務所・事業場、廃棄物又は廃棄物の疑いがある物の処理を業とする者の事務所・事業場、廃棄物処理施設のある土地・建物、指定区域について行うことができるが、運搬車両・船舶や、不適正処理が行われた土地の所有者の土地・建物に対しては行うことはできない（不適正処理が行われた土地そのものへの立入検査は可能。）。

しかし、不適正処理に関与している収集運搬事業者や土地所有者については措置命令の対象ともなり得るため、措置命令を的確に発するには、運搬車両・船舶や不適正処理が行われた土地の所有者の土地・建物などの関係者についても対象に含めるべきではないか。

<措置命令>

(4) 措置命令は、処理基準に適合しない処分が行われ、かつ、生活環境保全上の支障が生じ又は生ずるおそれがあると認められる場合に発することができるが、処理基準違反の収集運搬（積替保管を含む。）や排出事業者が行う保管基準違反の保管については発することができない（不法投棄と認定される場合は措置命令を発することは可能。）。

しかし、収集運搬や保管によって生活環境保全上の支障等が生じ支障の除去等を行う必要があるにもかかわらず処分者等に除去する意思又は能力がない場合などがある。こうした場合に迅速に対応できるよう、処理基準違反の収集運搬や保管基準違反の保管も措置命令の対象に含めるべきではないか。

<罰則>

(5) 罰則については、不法投棄等不適正処理に対する抑止力を高めるため、これまでに順次強化してきたところであるが、今なお不法投棄等不適正処理は撲滅されていない。このため、大規模化につながりやすい反復継続的な不法投棄行為に対する罰則を引き上げるなど抑止力をさらに高め、不適正処理の発生を防止するべきではないか。

<その他>

(6) 不法投棄等の残存事案については、各事案ごとの生活環境保全上の支障の程度等についての現状を詳細に把握し、その対応の必要性の度合いについて整理等を行っていくべきではないか。

検討すべき論点 2

排出事業者責任の強化・徹底

- (1) 排出事業者が自ら保管を行う場合について、その保管場所を明らかにするなど、排出事業者が自ら処理する場合の適正処理をより確実に確保していくことが必要ではないか。
- (2) 特に建設系産業廃棄物については、排出場所が一定でないことや、原則として元請業者が排出事業者となるが建設工事の請負形態によっては排出事業者が元請業者でないケースがあるといった特殊性から、排出事業者の特定が困難な場合があるため、排出事業者責任の所在を明確化することが必要ではないか。
- (3) マニフェストについてその徹底や違反状況が客観的に明らかとなるような措置等により、処理が完了するまでを確認する仕組みを強化することが必要ではないか。また、電子マニフェストについては義務化の必要性も含め普及促進策について検討すべきでないか。

※ 検討するに当たって留意すべき事項

- 廃棄物の処理については、排出事業者が廃棄物処理業者等へ委託して行う場合と、排出事業者が自ら行う場合とがあるが、いずれの場合においても処理基準が遵守されなければならない、適正処理を担保するための措置について偏りのない制度とするべきである。
- 産業廃棄物を適正に処理することを前提として、円滑な取引が確保されるためには、適正に処理する事業者が不適正な処理を安価で行う者よりも優位に立てるようにするべきである。

<保管>

- (1) 廃棄物の不適正な保管がなされ、廃棄物の飛散・流出・崩落や自然発火、硫化水素の発生など生活環境保全上の支障が生じるおそれがある場合、早期に保管状況を改善する必要がある。

しかし、許可業者が保管する場合は当該行為が許可対象行為に付随するものとして行政が把握できるが、排出事業者自らが保管する場合、行政が把握する仕組みとはなっていない。このため、排出事業者自らが保管するに当たっては、排出事業所から搬出して保管する場合など不適正保管が起りやすい一定の場合にその保管場所を明らかにし、都道府県知事が把握することにより、不適正な保管を早期に発見し迅速に指導できるようにすることが効果的なのではないか。

<帳簿>

- (2) 帳簿は、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理施設（許可対象施設）を設置している排出事業者及び特別管理産業廃棄物の排出事業者には作成及び保存が求められているが、産業廃棄物処理施設を設置していない排出事業者には求められていない（他人に処理を委託している場合は交付したマニフェストの保存義務がある。）。

しかし、帳簿は行政が立入検査に入った際に適正処理実施の重要な証拠書類となるものであるため、事業活動に伴い生じた産業廃棄物を自ら処理する排出事業者には作成及び保存を求めることなどが効果的なのではないか。

<行政処分>

- (3) 廃棄物の不適正処理が行われた場合にとり得る行政処分としては、許可業者に対しては事業停止命令、許可取消処分、改善命令、措置命令等がある一方、排出事業者には改善命令、措置命令等があるが、不適正な自社処理をなお継続する場合等においては、許可業者に対する事業停止命令、許可取消処分に相当する規定はない。排出事業者による適正処理を確保するため、さらなる是正措置手段が考えられないか。

<排出事業者の明確化>

- (4) 建設系産業廃棄物については、排出場所が一定でないことや、原則として元請業者が排出事業者となるが建設工事の請負形態によっては排出事業者が元請業者でないケースがあるといった特殊性から、排出事業者の特定が困難な場合があり、中にはこれを悪用して自ら処理であると称した無許可での不適正処理が行われていることがある。建設系産業廃棄物が未だ不法投棄量全体のうち約7～8割を占め、我が国の生活環境の保全に大きな影響を及ぼしていることを踏まえ、排出事業者に該当する者を明らかになるようにすることが効果的なのではないか。

<マニフェスト制度>

- (5) マニフェスト制度上、不適正処理を防止するため、マニフェストの交付者は、そのマニフェストについて義務違反が生じているとき（マニフェストの写しを一定期間内に受け取らないとき又は虚偽記載等のある写しを受けたとき）には、適切な措置を講じ、その内容を都道府県知事へ報告しなければならない。

しかし、マニフェスト義務違反が生じているにもかかわらず、適切な

措置が講じられず不適正処理につながるようなことがないよう、当該措置が適正に講じられているか明らかにする必要性について検討するべきではないか。

- (6) 電子マニフェストについては、紙マニフェストに比較して、紛失・破棄のおそれがないこと、記載漏れがないこと、迅速かつ正確な情報整理が可能であることなどの利点があり、問題が発覚した場合に排出事業者責任の追及が容易であるため、更なる普及を促進するべきではないか。

その際、義務化の必要性については、少量・少頻度の排出事業者の費用負担なども踏まえどのように考えるべきか。

<適正処理の確認>

- (7) 排出事業者は「発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置」を講じなくてはならない責任を有している。

しかし、マニフェストでは最終処分までの処理の流れを把握することはできても、廃棄物処理業者等に委託した処理が処理基準等を遵守してなされたかということまでは確認できない。このため、排出事業者が委託した処理の状況を定期的に実地確認することが、適正処理の確保に効果的なのではないか。